

第119回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

横浜市中区桜木町一丁目1番地8
日石横浜ビル 1階 日石横浜ホール

- P.1 株主総会招集ご通知
- P.6 株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- P.22 事業報告
- P.50 連結計算書類
- P.53 計算書類
- P.56 監査報告



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6379/>



Provided by TAKARA Printing

書面またはインターネットによる議決権行使期限は、2023年6月26日(月曜日)午後5時30分までとなります。



証券コード：6379

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

2023年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月5日

レイズネクスト株式会社
代表取締役社長 毛利 照彦



第119回定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第119回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.raizenext.co.jp/>

上記ウェブサイトアクセスして「株主・投資家情報」「株主情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、銘柄名(会社名)に「レイズネクスト」または証券コードに「6379」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご覧ください。



記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時

（受付開始は午前9時を予定しております。）

2. 場 所 横浜市中区桜木町一丁目1番地8 日石横浜ビル1階 日石横浜ホール

（末尾の「第119回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第119期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第119期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡
制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使について

書面またはインターネットによる議決権の行使につきましては、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条第2項に基づき、本招集ご通知の1ページに記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会ご来場の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

議決権行使期限：2023年6月26日（月）午後5時30分

スマートフォンまたはパソコンから議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使サイト】 <https://evote.tr.mufg.jp/>

※一部のインターネットソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません。



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使期限：2023年6月26日（月）午後5時30分

同封の議決権行使書に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



株主総会にご出席される場合

株主総会開催日時：2023年6月27日（火）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

<株主総会のオンデマンド配信>

株主総会当日の様様を、後日ウェブサイト上でオンデマンドにて株主様限定で配信させていただく予定です。以下のURLまたは右の二次元コードよりアクセスしてください。

【URL】 <https://v.srdb.jp/6379/2023soukai/>

【ログイン情報】 ID： パスワード：



インターネットで議決権を行使される場合のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票（右側）に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 QRコードを読み取る 2 議決権行使方法を選ぶ

「ログイン用QRコード」はこちら

議決権行使書副票（右側）

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトにアクセスする (<https://evote.tr.muftg.jp/>) 2 ログインする 3 パスワードを登録する

お手持の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

「現在のパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 書面（議決権行使書）の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。
- パスワードの取扱い
 1. 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 2. パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時まで、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は株主様への利益配当を経営の最重要課題と位置付けております。収益に即した、継続的かつ安定的な配当を実施することに留意し、40%以上の連結配当性向を目標としております。

当期につきましては、上記に基づき、通期の連結業績を総合的に勘案したうえで、次のとおり1株につき72円といたしたいと存じます。

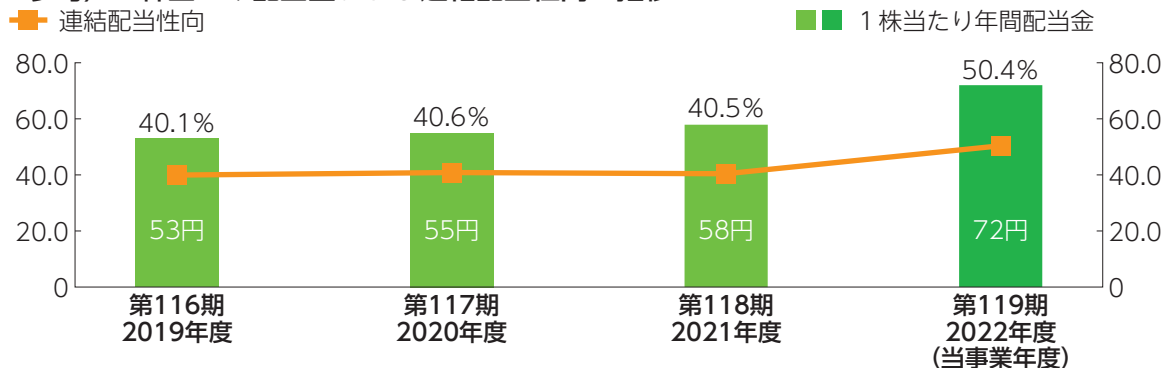
1 配当財産の種類 金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金72円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、3,895,137,072円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月28日といたしたいと存じます。

(ご参考) 1株当たり配当金および連結配当性向の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況(2022年度)
1	再任	野呂 隆	代表取締役会長	12/12回 (100%)
2	再任	毛利 照彦	代表取締役社長 社長執行役員	12/12回 (100%)
3	再任	福久 正毅	取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐（内部統制室、法務部、総務部、人事部、経営企画部、経理部） デジタル戦略部 管掌	12/12回 (100%)
4	再任	山内 弘人	取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐（メンテナンス事業部、プロジェクト事業部、エンジニアリング本部）	12/12回 (100%)
5	再任	上田 秀樹	取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐（工務本部、安全・品質本部） 営業本部、タンク本部 管掌	12/12回 (100%)
6	再任	伊佐 範明	社外取締役	10/10回 (100%)



候補者番号

1

の
ろ
野呂

たかし

隆

(1955年11月5日生)

再任

所有する当社株式数

6,200株

取締役在任年数
(本株主総会終結時)

4年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 日本石油精製株式会社入社
- 2008年 6月 新日本石油精製株式会社室蘭製油所長
- 2010年 7月 JX日鉱日石エネルギー株式会社常務執行役員、製造技術本部副本部長
- 2012年 6月 同社常務執行役員、大分製油所長
- 2014年 6月 同社常務執行役員、根岸製油所長
- 2015年 6月 同社取締役 常務執行役員、製造部、技術部管掌
- 2017年 4月 JXTGエネルギー株式会社取締役 副社長執行役員、社長補佐（環境安全部、品質保証部、中央技術研究所、製造本部）
- 2019年 4月 JXエンジニアリング株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2019年 7月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員、社長補佐
- 2020年 6月 当社代表取締役会長（現任）

選任理由

野呂隆氏は、これまで長年にわたり製造技術や製油所運営に従事し、豊富な経験と実績を有しております。また、JXTGエネルギー株式会社の取締役副社長執行役員、JXエンジニアリング株式会社の代表取締役社長および当社の代表取締役会長を歴任するなど、企業の経営を担ってまいりました。これらの経験や実績を活かすことにより、当社グループの業務執行の推進および取締役の職務執行の監督を適切に実施できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

2

もうりてるひこ

毛利 照彦

(1963年1月31日生)

再任

所有する当社株式数

16,800株

取締役在任年数
(本株主総会終結時)

5年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 新潟工事株式会社入社
2011年 4月 当社第1事業本部仙台事業所長
2013年 9月 当社第2事業部千葉事業所長
2016年 6月 当社執行役員、工務本部長
2018年 6月 当社取締役 常務執行役員、工務本部所管、工務本部長
2019年 7月 当社取締役 常務執行役員、工務本部管掌、工務本部長
2020年 4月 当社取締役 常務執行役員、工務本部管掌
2020年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

選任理由

毛利照彦氏は、これまで主に事業部門や工務部門に従事し、仙台事業所長や千葉事業所長、工務本部長を歴任、豊富な経験と工事施工に関する高い見識を有しています。また、同氏は、2018年6月に当社取締役に、2020年6月に当社代表取締役社長 社長執行役員に就任し、当社の経営を担ってまいりました。これらの経験や実績を活かすことにより、当社グループの業務執行の推進および取締役の職務執行の監督を適切に実施できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

3

ふくひさまさき

福久 正毅 (1960年6月27日生)

再任

所有する当社株式数

13,500株

取締役在任年数
(本株主総会終結時)

5年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 新潟工事株式会社入社
- 2007年 7月 当社人事部長
- 2013年 6月 当社執行役員、総務・人事部長
- 2015年 6月 当社執行役員、経営企画部所管、総務・人事部長
- 2018年 6月 当社取締役 常務執行役員、管理部門統括補佐（総務・人事部、経営企画部所管）
- 2019年 7月 当社取締役 常務執行役員、内部統制室、法務部、総務部、人事部、経営企画部、経理部、情報システム部管掌
- 2020年 6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員、内部統制室、法務部、総務部、人事部、経営企画部、経理部、情報システム部管掌
- 2020年 10月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員、社長補佐、内部統制室、法務部、総務部、人事部、経営企画部、経理部、情報システム部管掌
- 2021年 6月 当社取締役副社長 副社長執行役員、社長補佐
- 2021年 9月 当社取締役副社長 副社長執行役員、社長補佐、事業戦略室長
- 2023年 4月 当社取締役副社長 副社長執行役員、社長補佐（内部統制室、法務部、総務部、人事部、経営企画部、経理部）、デジタル戦略部管掌（現任）

選任理由

福久正毅氏は、これまで主に技術設計、経営企画、総務人事部門に従事し、2018年6月に取締役に就任。取締役としてコーポレート部門を担当し、現在は取締役副社長、社長補佐として豊富な経験と経営全般に関する高い見識を有していることから、当社グループの業務執行の推進および取締役の職務執行の監督を適切に実施できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。



候補者番号

4

やまのうち ひろと

山内 弘人 (1958年8月21日生)

再任

所有する当社株式数

15,500株

取締役在任年数
(本株主総会終結時)

9年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 新潟工事株式会社入社
- 2004年 6月 当社営業本部営業第2部長
- 2011年 6月 当社営業本部副本部長
- 2012年 6月 当社執行役員、営業本部長
- 2014年 6月 当社取締役 常務執行役員、第1事業部所管、第1事業部長
- 2015年 6月 当社取締役 常務執行役員、第1事業部所管、第1事業部長、JXグループ・TGグループ統括責任者
- 2019年 7月 当社取締役 常務執行役員、第1事業部所管、第1事業部長
- 2020年 4月 当社取締役 常務執行役員、第1事業部、メンテナンス設計部管掌
- 2020年 6月 当社取締役 常務執行役員、第1事業部、第2事業部、第3事業部、メンテナンス設計部管掌
- 2023年 4月 当社取締役副社長 副社長執行役員、社長補佐（メンテナンス事業部、プロジェクト事業部、エンジニアリング本部）（現任）

選任理由

山内弘人氏は、これまで主に営業部門に従事し、営業本部長を経て取締役に就任。現在は取締役副社長、社長補佐として豊富な営業経験と事業部門に関する高い見識を有していることから、当社グループの業務執行の推進および取締役の職務執行の監督を適切に実施できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

5

うえだ ひでき

上田 秀樹

(1960年12月16日生)

再任

所有する当社株式数

4,600株

取締役在任年数
(本株主総会終結時)

4年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 興亜石油株式会社入社
- 2012年 6月 JX日鉱日石エネルギー株式会社麻里布製油所長
- 2016年 4月 川崎天然ガス発電株式会社代表取締役社長
- 2018年 4月 JXエンジニアリング株式会社執行役員、プロジェクト本部副本部長
- 2019年 4月 同社取締役 執行役員 (特命担当)
- 2019年 7月 当社取締役 常務執行役員、営業本部、金属事業部、オーナーズエンジニアリング事業部管掌
- 2020年 6月 当社取締役 常務執行役員、営業本部、工務本部、タンク本部、オーナーズエンジニアリング事業部管掌
- 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員、営業本部、工務本部、オーナーズエンジニアリング事業部管掌
- 2023年 4月 当社取締役副社長 副社長執行役員、社長補佐 (工務本部、安全・品質本部)、営業本部、タンク本部 管掌 (現任)

選任理由

上田秀樹氏は、これまで主に製油所運営に従事し、豊富な経験と実績を有しております。また、川崎天然ガス発電株式会社の代表取締役社長、現在は当社の取締役副社長、社長補佐として営業部門や事業部門、工務部門も管掌するなど、当社グループの業務執行の推進および取締役の職務執行の監督を適切に実施できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

6

い さ の り あ き

伊佐 範明 (1957年7月14日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 丸紅株式会社入社
2006年 4月 同社電力部門 電力総括部 部長
2013年 4月 同社執行役員、人事部 部長
2017年 4月 同社執行役員、CSO補佐
株式会社アヴァンティスタッフ社外監査役
2018年 4月 丸紅新電力株式会社取締役会長
2021年 4月 株式会社NSGホールディングス顧問 (現任)
2022年 1月 開志専門職大学客員教授 (現任)
新潟食料農業大学客員教授 (現任)
2022年 6月 当社社外取締役 (現任)
2022年 7月 新電力新潟株式会社取締役会長 (現任)

所有する当社株式数

0株

取締役在任年数
(本株主総会終結時)

1年

選任理由および期待される役割

伊佐範明氏は、総合商社において経営戦略に携わる等、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これら経験や見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制強化を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 伊佐範明氏は、社外取締役候補者です。
3. 伊佐範明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
4. 当社は、伊佐範明氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用および法律上の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約の次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役佐分紀夫および水地啓子の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	当社における 地位および担当	取締役会 出席状況 (2022年度)	監査等委員会 出席状況 (2022年度)
1	再任 社外 独立	佐分 紀夫	社外取締役 (監査等委員)	12/12回 (100%)	9/9回 (100%)
2	再任 社外 独立	水地 啓子	社外取締役 (監査等委員)	12/12回 (100%)	9/9回 (100%)



候補者番号

1

さぶりとしお

佐分 紀夫 (1949年6月2日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 10月 監査法人中央会計事務所入所
1986年 3月 公認会計士登録
1993年 9月 中央監査法人 社員 (パートナー)
1999年 1月 テンプスタッフ株式会社 (現 パーソルテンプスタッフ株式会社) 入社
2004年 6月 同社取締役サポート本部長兼財務部長
2005年 6月 同社常務取締役経営企画本部長
2008年 10月 テンプホールディングス株式会社 (現 パーソルホールディングス株式会社) 常務取締役グループ経営企画本部長
2010年 5月 Kelly Services, Inc. 取締役
2012年 11月 TS Kelly Workforce Solutions Co., Ltd. CEO
2015年 6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外取締役 (現任)
2019年 7月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

所有する当社株式数

2,900株

取締役在任年数
(本株主総会終結時)

4年

選任理由および期待される役割

佐分紀夫氏は、公認会計士や企業経営としての経験および財務・会計に関する専門的な見識を有しております。2019年7月から当社の監査等委員である社外取締役として積極的に活動を行っており、客観的かつ公平な立場に立って、取締役の職務の執行を監査していただいております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。また、選任後は引き続き、上記の役割を果たしていただくことを期待しております。



候補者番号

2

す い ち け い こ

水地 啓子 (1955年4月23日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 弁護士登録 (横浜弁護士会 (現 神奈川県弁護士会))
1983年 4月 森法律事務所入所
1999年 4月 横浜弁護士会 (現 神奈川県弁護士会) 副会長
2010年 1月 社会福祉法人親善福祉協会理事
2010年 4月 横浜弁護士会 (現 神奈川県弁護士会) 会長
2014年 4月 日本弁護士連合会副会長
2018年 7月 横浜市人事委員会委員長 (現任)
2019年 7月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2021年 6月 社会福祉法人親善福祉協会理事長 (現任)

所有する当社株式数

0株

取締役在任年数
(本株主総会終結時)

4年

選任理由および期待される役割

水地啓子氏は、弁護士としての高度な法律面の見識を有しております。2019年7月から当社の監査等委員である社外取締役として積極的に活動を行っており、独立した客観的な観点から取締役の職務の執行を監査していただいております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけのものと判断し、取締役候補者といたしました。また、選任後は引き続き、上記の役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 佐分紀夫と水地啓子の両氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 佐分紀夫と水地啓子の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 佐分紀夫と水地啓子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、佐分紀夫と水地啓子の両氏との間で、会社法第423条第1項の定める損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用および法律上の損害を当該保険契約により填補することとしております。両候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社では、企業理念、長期ビジョン、中期経営計画等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備える者を取締役に選任することとしております。

また、当社事業分野に関する知識、財務・会計・法務に関する知見、企業経営に関する多様な視点や経験、高度な専門知識等のバランスを考慮し、総合的に検討し、監査等委員である取締役を選任することとしております。

なお、当社取締役の専門性と経験は、次表のとおりであります。

	候補者 番号	氏名	性別	企業経営	財務/ 会計	営業/ 事業戦略	技術/ 品質	人財マネ ジメント	コンプラ イアンス/ リスクマネ ジメント	サステナ ビリティ
取締役	1	野呂 隆	男	○			○		○	
	2	毛利 照彦	男	○		○	○	○	○	○
	3	福久 正毅	男	○	○			○	○	○
	4	山内 弘人	男			○	○			
	5	上田 秀樹	男	○		○	○	○		○
	6	伊佐 範明	男	○		○		○		○
監査等 委員 である 取締役	—	黒澤 健治	男	○	○			○		
	1	佐分 紀夫	男	○	○				○	
	2	水地 啓子	女	○				○	○	○
	—	西田 まゆみ	女	○			○			○

(注) 取締役がそれぞれ保有している専門性・経験のうち、特に発揮が期待されるものに○を記載しております。

(ご参考) 当社の社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法上の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員（その候補者も含む）が、以下の基準のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものとします。

1. 就任前10年間のいずれかの時期において、当社または当社の子会社（併せて「当社グループ」という。以下同じ）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。以下同じ）であった者
2. 当社グループの主要な株主（直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する株主をいう。以下同じ）、またはその業務執行者
3. 当社グループが現在の主要な株主である会社の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者）、またはその業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先である者（当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者）、またはその業務執行者
6. 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織の理事（業務執行に当たる者に限る）、またはその他の業務執行者
7. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他大口債権者の業務執行者
8. 当社グループの会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員である者
9. 上記8. に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
10. 上記8. に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
11. 上記2. から10. に就任前3年間のいずれかの時期において該当していた者
12. 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
13. 上記1. から12. のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者（二親等内）
14. 独立社外取締役としての通算の在任期間が8年間を超える者

以上

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の理由

当社の監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第112回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠の内枠として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、社外役員諮問委員会の審議を経たうえで、最終的に取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役1名）となります。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

(2) 対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年100,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券

取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容の概要

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

ア. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

イ. 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、本役務提供期間が満了する前に、正当な理由により退任等した場合または死亡により退任等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものといたします。

ウ. 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記イで定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

エ. 株式の無償返還等

当社の会社業績が著しく低迷した場合、または役員に法令や社内規程の違反行為があった場合には、取締役会の決議等の社内手続を経たうえで、既に支給済みの本割当株式

の全部または一部の無償返還を請求することや、本割当株式または譲渡制限が解除された当社株式の相当額を支払わせることができるものといたします。

オ. 組織再編等における取扱い

上記アの定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

カ. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

3. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告40ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年100,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.18%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

以上

1. 経営の基本方針

(1) 経営の基本方針

【企業理念】

産業インフラを支える。豊かな未来を拓く。

- ・安全で安定的なプラントの操業を支え、人、暮らし、環境の未来に貢献します。
- ・メンテナンスとエンジニアリングによって、プラントおよび設備の最適化を実現します。
- ・多様性・自主性を尊重し、従業員・パートナー企業の幸せを追求します。

【長期ビジョン】

RAIZNEXT Group V-2032
変革の時代に、進化したプラントサービスを

- ・エネルギーに携わる企業としての社会的責任を全うし、カーボンニュートラル社会の実現に貢献します。
- ・常に最新の技術を導入・洗練し、メンテナンス・エンジニアリングの両輪でパートナー企業と共に最大限の顧客価値を提供し続けます。
- ・人々の暮らしを支えるプラントの安定稼働を守る柱であるというプライドを持ち、従業員がやりがいをもって働くことのできる会社を目指します。

【行動指針】

進取果敢

既存の枠組みに捉われず
新しい発想で積極的に
挑戦します。

誠心誠意

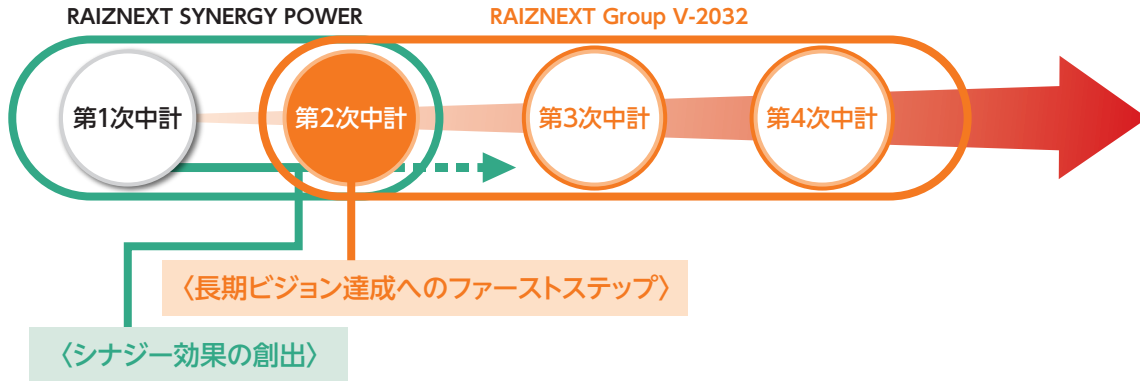
お客様によりそい
一つひとつの仕事に
心を込めて取り組みます。

共存共栄

関係する全ての人を尊重し
ステークホルダーとともに
発展します。

(2) 長期ビジョン・中期経営計画

当社グループは2021年3月に、長期ビジョンを踏まえた「第2次中期経営計画－RAIZNEXT SYNERGY POWER」(2021年度から2024年度まで)を策定しました。第2次中期経営計画は、第1次中期経営計画に続く「シナジー効果創出」の期間であるとともに、長期ビジョンの実現に向けたファーストステップと位置付けております。



(3) 資本政策

当社グループは第2次中期経営計画において、業績計画および経営指標の目標値を、資本コストを把握したうえで策定しております。

また、株主様に対する利益配当については、経営の最重要課題と位置づけ、収益に対応した配当施策を実施すべきものと考え、配当の継続性および安定性という面にも充分留意し、40%以上の連結配当性向を目標としております。

(4) 政策保有株式に関する基本方針および議決権行使基準

① 政策保有株式に関する方針

当社は、中長期的な取引関係の維持・拡大を目的として、事業の相乗効果等が創出できる銘柄を対象とし、これらを保有することにより、当社の企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資することを基本方針として、保有する株式を決定しております。

② 政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、対象企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の中長期的な利益に資すると考えております。

なお、保有する株式の新規購入、保有継続等については、原則として取締役会で決定するものとしておりますが、保有判断については、毎年、政策保有株式の保有判断基準、議決権行使判断基準および政策保有株式の判断フロー等を記した「政策保有株式管理規程」に基づき評価し、保有継続の適否についての判断結果につき社外役員諮問委員会より答申を受けるものとしております。

2. コーポレート・ガバナンスに対する取り組み

(1) コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社グループは、法令遵守、企業倫理遵守のコンプライアンス経営を推進し、経営の透明性、健全性を確保することが、あらゆる企業活動の基本であると考えております。今後とも体制面の整備・充実を図るとともに、当社グループの役職員一人ひとりが毅然とした姿勢で法令および企業倫理を遵守し、さらに透明性の高い企業活動を目指してまいります。当社グループとして行動基準を制定し、役職員が法令および社内規程を遵守した行動をとるための

基準として周知しております。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

① 機関設計

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員による経営の監督を行っております。

② 取締役会の構成

当社の取締役会は、事業運営や経営課題への対応に必要な知識・経験・能力・グローバルな視点等を持つ取締役（監査等委員である取締役を除く）および専門的で建設的な助言が期待でき、財務・会計・法務に関する適切な知見を有するなど、監視・監督のできる監査等委員である取締役（社外取締役を含む）により構成され、また、女性取締役として監査等委員である取締役（社外取締役）を2名選任しており、バランスをとっております。

当連結会計年度末時点では、10名の取締役で構成されており、内訳としては取締役（監査等委員である取締役を除く）6名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役3名）となっており、迅速な意思決定を行い、経営を推進していく規模として適切と考えております。

③ 社外役員諮問委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、社外役員諮問委員会を設置しております。社外役員諮問委員会を設置することにより、統治機能の更なる充実を図っており、委員の中から互選により委員長を選出し、委員長は、取締役会、監査等委員会、経営会議との連携体制の整備を図っております。

(3) 取締役選任の方針と手続

① 方針

1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）

企業理念、長期ビジョン、中期経営計画等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備える候補者を指名することとしております。併せて、取締役会として会社全体において的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができるよう、取締役会の人員構成を考慮し、候補者を指名することとしております。

2) 監査等委員である取締役

当社事業分野に関する知識、財務・会計・法務に関する知見、企業経営に関する多様な視点や経験、高度な専門知識等のバランスを考慮し、総合的に検討し、候補者を指名することとしております。

② 手続

1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）

上記方針に基づき代表取締役が候補者案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえで候補者の指名を決議しております。

2) 監査等委員である取締役

上記方針に基づき代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで候補者案を作成し、最終的に取締役会で候補者の指名を決議しております。

(4) 最高経営責任者（社長執行役員）等の後継者の計画

後継者としての資質、能力、経験、スキルなどを有する次期経営陣幹部候補者を選定し、当社の将来あるべき姿に向けた課題を設定し、取締役にその検討内容を発表するサクセッション・プランを実施するなど、計画的な育成に努めております。また、次期経営陣幹部候補者は、引き続き、取締役・執行役員を経験し、十分な時間と経験、実績を積み上げ、最高経営責任者（社長執行役員）の後継者候補となっていくことを想定しています。社外役員諮問委員会は、最高経営責任者(社長執行役員)等の継承計画について、代表取締役に対し適宜助言を行うこととしております。

(5) 取締役会の実効性に関する評価

取締役会の実効性については、取締役会の実効性の評価基準により、各取締役が取締役会の実効性について、アンケート形式により自己評価するとともに、アンケート結果に基づく取締役会としての自己評価結果について社外役員諮問委員会の答申を受けることにより、取締役会の機能向上に努めております。

当連結会計年度中に開催された取締役会の実効性については、2023年5月26日開催の取締役会において、社外役員諮問委員会から取締役会による自己評価結果について妥当との答申を受けており、取締役会の実効性は確保できているものと考えております。

3. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、物価上昇の影響により一部に弱さがみられるものの、ウィズコロナの下での各種政策の効果もあり、個人消費や企業収益が改善し、景気は緩やかに持ち直しています。他方、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが国内景気を下押しするおそれと、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等のリスクが懸念される状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境につきましては、石油業界では、ウクライナ侵攻に端を発した原油価格の高騰に加え、自動車の低燃費化を主要因とする構造的な需要の低下により精製能力の削減と稼働調整が行われており、製品需要は減少傾向が継続しています。

また、石油化学や一般化学業界では、一部で需要回復の兆しはみられるものの、全般的には自動車生産量の低下や産業用途の製品需要の低迷などを背景に需要回復には至っておりません。

工事施工にかかわるステンレス鋼などの一部資材は、ウクライナ情勢の長期化により価格が高止まりしているものの、国内在庫が確保されており、当期も資材調達に大きな問題はありませんでした。ただしウクライナ情勢の長期化により、資材納期については引き続き注視する必要があります。

当社グループにおきましては、受注高は、メンテナンス分野では、前期よりも定期修理工事の工事量が増加したことにより、前期比で増加しました。また、エンジニアリング分野では、カーボンニュートラル関連の大型工事の受注がありましたが、複数の大型工事の受注があった前期（2022年3月期）からの反動減のため、前期比で減少しました。完成工事高は、メンテナンス分野では、受注高と同様に前期よりも定期修理工事の工事量が増加したことにより、前期比で増加しました。また、エンジニアリング分野では、前期に受注した大型工事の計上により、前期比で増加しました。

当社グループの連結の業績としましては、受注高1,388億49百万円（前期比1.7%減）、完成工事高1,400億61百万円（前期比7.9%増）、営業利益109億18百万円（前期比0.6%減）、経常利益112億43百万円（前期比0.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益77億41百万円（前期比0.1%減）となりました。

当社単体の業績につきましては、受注高1,313億8百万円（前期比0.7%減）、完成工事高1,323億22百万円（前期比9.2%増）、営業利益99億56百万円（前期比1.3%減）、経常利益104億58百万円（前期比1.3%減）、当期純利益73億65百万円（前期比14.5%減）となりました。

受注高の工事種類別内訳

(単位：百万円)

受注高	前連結会計年度 (2022年3月期)	当連結会計年度 (2023年3月期)	前期比	増減率
メンテナンス	90,167	93,196	3,028	3.4%
エンジニアリング	51,062	45,653	△5,409	△10.6%
エンジニアリング業	141,229	138,849	△2,380	△1.7%

完成工事高の工事種類別内訳

(単位：百万円)

完成工事高	前連結会計年度 (2022年3月期)	当連結会計年度 (2023年3月期)	前期比	増減率
メンテナンス	87,032	89,884	2,852	3.3%
エンジニアリング	42,679	50,067	7,387	17.3%
エンジニアリング業	129,711	139,952	10,240	7.9%
その他事業	121	109	△11	△9.8%
合計	129,832	140,061	10,228	7.9%

(注) その他事業は、不動産の賃貸、保険代理店業務などであります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の当社グループの設備投資総額は、エンジニアリング業で11億42百万円であり、主なものは事業所の土地・建物であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 116 期 (2020年3月期)	第 117 期 (2021年3月期)	第 118 期 (2022年3月期)	第 119 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
受 注 高 (百万円)	165,404	143,095	141,229	138,849
完 成 工 事 高 (百万円)	140,578	145,914	129,832	140,061
経 常 利 益 (百万円)	10,239	10,657	11,270	11,243
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,258	7,344	7,748	7,741
1株当たり当期純利益 (円)	234.86	135.58	143.04	142.93
純 資 産 (百万円)	67,819	73,890	79,342	83,283
総 資 産 (百万円)	99,348	97,121	100,781	114,168

- (注) 1. 当社グループでは、エンジニアリング業以外では受注生産を行っていません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

世界的なカーボンニュートラル社会への移行の潮流から、将来的には石油製品を含む化石燃料の消費減退を受け、当社主力の石油精製、石油化学関連のプラントメンテナンス・エンジニアリング市場は縮小傾向となると予想されます。一方、新たに再生可能エネルギーへの旺盛な設備投資が見込まれ、この分野への更なる進出が課題となります。

また、ウクライナ問題の長期化により、今後ステンレス鋼などの一部の資材の不足や長納期化が懸念される中、これを見据えた当社の調達戦略が課題となります。

さらに、2024年から建設業界にも適用される時間外労働上限規制への対応が求められており、DX技術を活用した業務効率化、生産性を向上させるための更なるICT技術の導入が喫緊の課題です。

当社グループでは、これら課題に対処する一方、中長期的な企業価値向上を目指して、2021年に長期ビジョン「RAIZNEXT Group V-2032」および「第2次中期経営計画 RAIZNEXT SYNERGY POWER」を策定しました。

第2次中期経営計画は2021～2024年度を期間とし、会社統合後の第1次中期経営計画とあわせた累計額で「完成工事高200億円以上」「経常利益20億円以上」のシナジー効果創出を目指す目標を掲げています。本経営計画は、①メンテナンス事業の強化、②エンジニアリング事業の強化、③タンク事業の強化、④経営基盤の強化の4本の柱からなり、最終年度である2024年度での目標達成を目指しています。

第2次中期経営計画における進捗は以下のとおりです。

①メンテナンス事業の強化

メンテナンス事業においては、全体最適による受注・収益の拡大を目指し、従来の3事業部制から1事業部制へ統合する組織改編を実施いたしました。これにより、機動的な人員配置が可能となり、受注・収益の拡大に繋がってまいります。

加えて、これまで未参入の工事エリアについても、顧客への積極的な働きかけにより、日常保全、定期修理工事の新規エリアの参入も果たしております。

②エンジニアリング事業の強化

エンジニアリング事業においては、新規メガソーラー発電所やグリーンアンモニア製造プラントの建設工事等、カーボンニュートラル社会に向けた新たな分野の工事受注を積み重ねております。

また、閉鎖製油所の将来計画への積極的な参画に努め、まずはプラント無害化工事や設備撤去工事等の基盤整備工事を受注しております。加えて電気自動車の普及や社会の

IT化などにより需要が旺盛な非鉄金属分野においても、工場の新設および増設工事を継続して受注しております。

③タンク事業の強化

タンク事業においては、未参入の石油備蓄会社、石油精製会社のタンク工事を新規受注いたしました。また将来、化石燃料に替わるエネルギーとして期待される水素やアンモニア貯蔵タンクの設計・施工技術の調査・検討にも取り組んでおります。

④経営基盤の強化

経営基盤の強化については、ガバナンスの強化策として「全社的リスクマネジメント体制」の整備を行いました。また、持続的な会社の成長と企業価値向上を目指して、サステナビリティ経営を開始しました。当社として7つのマテリアリティ（重要課題）を選定したうえ、課題解決に向けた方策とKPIの策定・開示を行っており、引き続き取り組みを進めてまいります。

従業員に対しては、働きやすい職場環境実現のため、工事現場仮設事務所等における執務環境の改善や、本社においては執務室のフリーアドレス制度の導入を行いました。

2024年時間外労働上限規制への対応においては、派遣監督の増員と定期修理工事業務の標準化による業務効率向上を進め、2024年度に向けて準備を進めております。

なお、第2次中期経営計画では、次の経営数値目標を掲げております。

① 業績計画

第2次中期経営計画最終年度（2024年度 2025年3月期）業績目標
 <連結>

	2024年度目標（2025年3月期）
完成工事高	1,450億円
営業利益（率）	105億円（7.2%）
親会社株主に帰属する当期純利益（率）	70億円（4.8%）

② 経営指標の目標値

自己資本当期純利益率（ROE）・・・ 8%以上

連結配当性向・・・・・・・・・・・・ 40%以上

長期ビジョン、第2次中期経営計画の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご参照願います。（<https://www.raiznext.co.jp/>）

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業区分	主な事業内容
エンジニアリング業	石油、石油化学、ガス、一般化学、非鉄金属、金属加工、電子材料、資源リサイクル、電力、原子力、再生可能エネルギー、分散型エネルギー、製鉄、石炭、造水、飼料、生化学、食品、医薬品、医療品、医療、情報・通信、運輸・輸送、流通、備蓄、空気調整・給排水、公害防止、災害防止、環境保全等の機器、装置、設備、施設、資機材、学術研究、システムおよびプロセスに関連する下記の事業 1. 総合的エンジニアリング業務およびコンサルティング業務 2. 装置、機器の製造、調達、販売、修理および賃貸 3. 装置、機器の設置、土木建築、電気計装、配管等の工事の設計、監理および施工 4. 設備、装置の保全業務 5. 研究、開発、技術支援および受託
その他の事業	不動産の総合管理・賃貸、人材派遣業、損害保険代理店業

(7) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東海工機株式会社	40 ^{百万円}	60.0%	各種プラントの建設、保全
株式会社東新製作所	28 ^{百万円}	100.0%	各種プラントの建設、保全
S M S 株式会社	10 ^{百万円}	100.0%	回転機器の整備、補修
池田機工株式会社	10 ^{百万円}	100.0%	回転機器の整備、補修
港南通商株式会社	70 ^{百万円}	100.0%	各種プラントの洗浄
鹿島エンジニアリング株式会社	20 ^{百万円}	100.0%	各種プラントの触媒交換
京浜化工株式会社	20 ^{百万円}	100.0%	各種タンクの保全
レイズネクスト総合サービス株式会社	85 ^{百万円}	100.0%	不動産の総合管理・賃貸、人材派遣業、損害保険代理店業
P T . S H I N K O P L A N T E C H	1,300 ^{千USドル}	99.8%	各種プラントの建設、保全

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)

会 社 名	名 称	所 在 地
当 社	本社	神奈川県横浜市
	室蘭事業所	北海道室蘭市
	仙台事業所	宮城県仙台市
	根岸事業所	神奈川県横浜市
	新潟事業所	新潟県新潟市
	東海事業所	静岡県静岡市
	名古屋事業所	愛知県東海市
	鹿島事業所	茨城県神栖市
	千葉事業所	千葉県市原市
	川崎事業所	神奈川県川崎市
	和歌山事業所	和歌山県有田市
	大阪事業所	大阪府堺市
	水島事業所	岡山県倉敷市
	岩国事業所	山口県岩国市
徳山事業所	山口県周南市	
東海工機株式会社	本社	千葉県市原市
株式会社東新製作所	本社	愛媛県新居浜市
S M S 株式会社	本社	神奈川県横浜市
池田機工株式会社	本社	愛媛県西条市
港南通商株式会社	本社	神奈川県横浜市
鹿島エンジニアリング株式会社	本社	神奈川県横浜市
京浜化工株式会社	本社	岡山県倉敷市
レイズネクスト総合サービス株式会社	本社	神奈川県横浜市
P T . S H I N K O P L A N T E C H	本社	インドネシア共和国・ジャカルタ

- (注) 1. 2023年2月10日に京浜化工株式会社の本社は神奈川県横浜市から岡山県倉敷市に移転いたしました。
2. 2023年4月1日の組織変更により、室蘭事業所を仙台事業所に統合いたしました。

(9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
エンジニアリング業	1,939名	11名増
その他の事業	144名	61名増
合計	2,083名	72名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,616名	1名増	42.3歳	15.8年

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）を記載しております。

(10) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

特記すべき事項はありません。

4. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式総数 54,168,053株 (自己株式68,927株含む)
- (3) 株主数 4,342名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
ENEOSホールディングス株式会社	11,658	21.55
株式会社UH Partners 2	4,904	9.07
光通信株式会社	4,054	7.50
株式会社NIPPO	3,882	7.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,857	7.13
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	3,135	5.80
株式会社UH Partners 3	1,854	3.43
株式会社エスアイエル	1,354	2.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,318	2.44
レイズネクスト取引先持株会	1,175	2.17

(注) 持株比率は、自己株式 (68,927株) を控除して計算しております。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役（2023年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況等
野呂 隆	代表取締役会長	
毛利 照彦	代表取締役社長	社長執行役員
福久 正毅	取締役副社長	副社長執行役員 社長補佐、事業戦略室長
山内 弘人	取締役	常務執行役員 第1事業部、第2事業部、第3事業部、メンテナンス設計部 管掌
上田 秀樹	取締役	常務執行役員 営業本部、工務本部、タンク本部 管掌
伊佐 範明	社外取締役	開志専門職大学 客員教授 新潟食料農業大学 客員教授 新電力新潟株式会社 取締役会長
黒澤 健治	取締役(監査等委員)	
佐分 紀夫	社外取締役(監査等委員)	公認会計士 株式会社日本エム・ディ・エム 社外取締役
水地 啓子	社外取締役(監査等委員)	弁護士 横浜市人事委員会 委員長 社会福祉法人親善福祉協会 理事長
西田 まゆみ	社外取締役(監査等委員)	中国人民大学 客員教授 北海道大学触媒科学研究所 研究推進支援教授 株式会社ウェストコーナ 代表取締役社長 北海道大学 名誉教授

- (注) 1. 取締役伊佐範明氏は、2022年6月23日開催の第118回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役伊佐範明、監査等委員である取締役佐分紀夫、水地啓子および西田まゆみの各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役佐分紀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査の実効性を高め、情報収集その他内部統制部門等との連携強化を目的に、黒澤健治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2022年6月23日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、取締役大友喜治、三ツ井克則および監査等委員である取締役大西裕の各氏は任期満了により、退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、社外取締役全員と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる争訟費用および法律上の損害賠償金を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員および当社子会社取締役および監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	対象となる役員の員数 (人)
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	293 (4)	147 (4)	146 (一)	— (一)	8 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	41 (21)	41 (21)	— (一)	— (一)	5 (4)

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、連結営業利益の目標値 (KPI) に対する達成度合いに応じて算出された額をベースとし、配当、他社動向および中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案した賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。

業績指標として連結営業利益を選定した理由は、中期経営計画において連結営業利益の目標を設定したためであります。

なお、当事業年度における連結営業利益期首目標90億円に対する決算は109億円となり

ましたので、KPI達成率121%として算出した金額を支払うこととしております。

③ 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第112回定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は9名（うち、社外取締役は0名）です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第112回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）は、代表取締役が原案を作成し、社外役員諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において以下の決定方針を決議いたしました。

2) 取締役の報酬の決定方針

ア. 基本方針

(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、月額報酬と賞与により構成し、職責と成果を反映させた体系とすることとします。

(イ) 監査等委員である取締役

月額報酬のみを支給することとします。

イ. 金銭報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）

月額報酬については、各取締役の職位に基づき決定することとします。

(イ) 監査等委員である取締役

監査等委員の役割・職務等を踏まえ、監査等委員の協議により決定することとします。

ウ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の賞与は、各期の連結営業利益の目標値（KPI）に対する達成度合いに応じて算出された額をベースとし、配当、他社動向および中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案のうえ代表取締役が報酬案を作成し、社外役員諮問委員会に報酬案の妥当性を諮問し、最終的に取締役会において社外役員諮問委員会の答申内容を尊重したうえで決定し、毎年、一定の時期に現金で支給することとします。

(イ) 非金銭報酬は支給しないこととします。

エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の種類別報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役職ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とします。

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の種類別報酬割合について決定または改定する場合は、社外役員諮問委員会に決定案の妥当性を諮問するものとし、同委員会の答申内容を尊重することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、下表のとおりとします。（KPIを100%達成した場合）

役位	月額報酬	賞与
代表取締役	60%	40%
取締役	70%	30%

オ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長 社長執行役員 毛利照彦がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の月額報酬の額および賞与の額とします。この権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を構成員とする任意の社外役員諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとしており、代表取締役社長は当該答申の内容に従って取締役の個人別の報酬額を決定すると

の方針を明確にすることで、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられていることから、取締役会はその内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役伊佐範明氏は、新電力新潟株式会社の取締役会長です。当社との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）水地啓子氏は、横浜市人事委員会委員長、社会福祉法人親善福祉協会理事長です。いずれも当社との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）西田まゆみ氏は、株式会社ウェストコーナーの代表取締役社長です。当社との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）佐分紀夫氏は、株式会社日本エム・ディ・エムの社外取締役です。当社との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	伊 佐 範 明	2022年6月23日の就任後に開催の取締役会10回中10回全て(100%)に出席し、多くの会社経営に携わってきたことなどによる豊富な経験・見識から、適宜質問するとともに社外の立場から意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	佐 分 紀 夫	当期開催の取締役会12回中12回全て(100%)および監査等委員会9回中9回全て(100%)に出席し、公認会計士としての豊富な経験・見識から、適宜質問するとともに社外の立場から意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	水 地 啓 子	当期開催の取締役会12回中12回全て(100%)および監査等委員会9回中9回全て(100%)に出席し、法曹界における豊富な経験・見識から、適宜質問するとともに社外の立場から意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	西 田 まゆみ	当期開催の取締役会12回中12回全て(100%)および監査等委員会9回中8回(88.9%)に出席し、多くの会社経営に携わってきたことなどによる豊富な経験・見識から、適宜質問するとともに社外の立場から意見を述べております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

上記③において述べた活動のほか、各社外取締役は、経営の透明性・客観性を確保する

観点から、取締役会からの諮問を受け、社外取締役全員から構成される社外役員諮問委員会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者の指名・解任、執行役員を選任・解任、取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員の報酬等、取締役会の実効性、株主総会決議における相当数の反対票が投じられた議案、資本政策に対する合理性および必要性、政策保有株式の保有継続の適否等の取締役会の重要な意思決定事案について、その内容を評価・検討し、取締役会に対して、社外役員諮問委員会としての意見を答申しております。また、定期的に代表取締役その他の業務執行取締役との面談を行うことを通じて、当社の経営状況・経営課題の把握および社外取締役としての意見の表明を行っております。さらに、サステナビリティ基本方針、全社的リスクマネジメント基本方針の策定の議論に参画し、社外取締役としての立場から種々の意見表明、助言を行っております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	53百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるPT.SHINKO PLANTECHは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、上記の場合の他、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会社法第399条の2第3項第2号の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制および運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

- ① 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業理念およびコンプライアンスの精神に鑑み、当社グループの役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための指針として「レイズネクストグループ・行動基準」を定めます。
 - 2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と意識の維持向上を図ると共に、定期的な法令遵守状況の点検やコンプライアンスに関する事案の調査、監督指導を行い、委員長は重要な事案について取締役会へ報告し、法令・定款および社内規程等の遵守徹底を推進します。また、委員会の開催にあたっては監査等委員である取締役の出席機会を確保します。
 - 3) コンプライアンスに反する行為の早期発見・早期是正を図るため、「コンプライアンス・ホットライン規程」に基づく当社グループのコンプライアンス・ホットライン制度を設けて、社内通報先として法務担当部長、社外通報先として弁護士事務所を設置して運用します。また、コンプライアンス・ホットライン制度の利用によって当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど、必要な体制を整備・運用します。
 - 4) 取締役会の適正な運営を図るため、「取締役会規則」を制定のうえ、これに基づき、取締役会を原則として毎月1回開催します。取締役会は十分な審議を経て重要な業務執行を決定すると共に、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受けます。
 - 5) 内部監査部門は、各部門から独立のうえ年度計画に基づく監査を実施し、監査報告書にまとめ代表取締役社長に報告すると共に、経営会議に報告します。また、内部監査結果のうち重要なものは、取締役会においてその内容を報告します。
 - 6) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備・運用すると共に、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行います。
 - 7) 反社会的勢力との関係を遮断するため、当社の業務実態に応じた規程類を整備・運用し、その遵守を徹底します。

- ② 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
- 1) 職務の執行は原則として文書によることとし、文書の作成、管理等に関する規程類を整備・運用します。
 - 2) 法令に基づき取締役会議事録を適正に作成し、また、各職制の決裁書類について、その作成、回付、保存等に関する規程類を整備・運用します。
 - 3) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報適切に取り扱うための規程類を整備・運用します。また、社内研修等の機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底します。
 - 4) 会社法等に基づき、事業報告および計算書類等を適正に作成すると共に、会社情報の適時適切な開示を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 全社的リスクマネジメント実施に際して、その基本的な体制や手法を定めることを目的とする「全社的リスクマネジメント規程」に基づき、管理の対象とするリスクの類型を認識のうえ、カテゴリーごとの責任部署が統括管理すると共に、重要なリスク情報については取締役会に報告する体制とします。
 - 2) 当社グループの経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態には、「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的に対応します。
 - 3) 当社は、安全確保および品質管理に適切に取り組むこととし、このために必要な体制および規程類を整備・運用します。
 - 4) 当社の主要事業である請負工事の遂行においては、原価管理等を検討し適切に取り組むこととし、このために必要な体制および規程類を整備・運用します。
- ④ 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役の職務の有効性と効率性を確保するため、中期経営計画・年度会社方針等を策定し、それに基づく各部門の具体的な目標を設定し、その妥当性、達成度を定期的に評価します。
 - 2) 執行役員制度により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離すると共に「組織および職制に関する規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において役職員の責任権限を明確化することにより、迅速かつ効率的に職務を執行します。
 - 3) 取締役会決議事項については、事前に社長決裁を経るものとします。また、社長決裁に

あたっては、その協議機関として経営会議を設置し、原則として当社経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行います。

4) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化、新たな事業機会の創出等の観点から、IT環境の構築・整備とその活用に取り組めます。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、当社グループの役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための指針として定める「レイズネクストグループ・行動基準」の浸透・徹底を図ります。また、コンプライアンス・ホットライン制度についてはその適用範囲を当社グループ全体とします。

2) 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社を管理します。同規程等において、当社子会社の業務執行案件のうち重要事項については当社の機関決定を要する旨を定め、適切に運用します。また、子会社に対しては当社内部監査部門による定期的な監査を実施します。

3) 当社は、子会社の社長を定期的に招集し、各社の業績、重大なリスクの存否または所在、その他の重要な情報について報告を受けます。また、「関係会社管理規程」に基づき決算等の情報を定期的に報告させることにより、関係会社の状況を適時適切に把握します。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査等委員会が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行および監査環境の整備に協力します。

2) 監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定プロセスおよび業務執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、主要な決裁に関する書面等業務執行に関する重要文書を閲覧に供すると共に、当社グループの役職員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

3) 当社または関係会社において、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときは速やかに、また内部通報の状況については定期的に、監査等委員会に当該事実等を報告するための体制を整備・運用します。

4) 監査等委員会に対して報告した者が当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど必要な体制を整備・運用します。

- 5) 代表取締役その他の経営陣が監査等委員と定期的に会合を持ち、業務執行に関する事項、その他の監査等委員の職務に必要な事項について報告し、意見交換を行います。
- 6) 内部監査部門は、監査計画および監査結果に関して意見交換を行う等、監査等委員会と密接な連携を保つように努めます。
- 7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を代表取締役社長に求めた場合には、監査等委員会の業務補助のための使用人を置くこととします。またこの場合、監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定します。
- 8) 監査等委員の職務の執行にかかる費用または債務について、会社法第399条の2第4項の規定により、監査等委員からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」についての運用状況は以下のとおりです。

- ① 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 「レイズネクストグループ・行動基準」を制定し、当社グループの役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるため、その周知、徹底を図っています。
 - 2) 「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス委員会規則」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、子会社を含めて遵法状況点検を実施しました。結果、取締役会に報告が必要な重要な事案は生じていないことを確認しています。
 - 3) 「コンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、弁護士と連携した内部通報制度を整備・運用しています。また、同規程において、通報者が通報したことを理由としかなる不利益な取扱いも受けないようにしなければならないことを明記する等、不利益な取扱いを禁止するための体制を整備・運用しています。
 - 4) 「取締役会規則」に基づき、社外取締役出席の下、当期は12回の取締役会を開催し、重要な業務執行を決定すると共に、取締役の職務の執行状況の報告を受けました。
 - 5) 内部監査部門による監査は内部監査計画に基づき実施し、報告書は代表取締役へ提出された後、経営会議に報告されました。その後、監査等委員である取締役へ回覧されました。また、内部監査結果のうち重要なものは、取締役会においてその内容を報告いたしました。
 - 6) 金融商品取引法に基づき、財務報告にかかる内部統制の有効性評価を実施しています。

7) 「反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のため取引先調査および契約上の措置等を実施しています。

② 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

1) 文書の作成、管理等について定める「文書取扱規程」および「書類保存規程」に基づき、原則として文書により職務を執行しています。

2) 法令および「取締役会規則」に基づき取締役会議事録を作成すると共に、「職務権限規程」、「稟議規程」に基づき職制別の決裁書類を作成し、これらを適切に保存・管理しています。

3) 「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護規程」等の規程類に基づき、機密情報および個人情報を含む会社情報を適切に管理しています。また、全社員対象の社内研修を通じ、その遵守を徹底しています。

4) 関係法令および証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成し、開示しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 「全社リスクマネジメント規程」に基づく各部門によるモニタリングの他、内部監査、プロジェクト審査等のモニタリングによりリスクの早期発見に努めています。また、重要な業務執行案件を取締役に付議するにあたっては、経営会議での審議を経た後、「職務権限規程」に基づき決裁書・合議意見書等において想定されるリスクを洗い出し顕在化の防止に努めています。なお、報告対象期間中に取締役会に報告を要する重要なリスクは発生していません。

2) 当社グループの経営に重大な影響を及ぼすような天災・事故等の危機・緊急事態が発生した場合に備えて「危機管理規程」を制定しています。なお、前期から引き続き「危機管理規程」に基づき、新型コロナウイルス感染防止について対策本部を設置し、対応しました。

3) 当社事業における安全・品質確保を図るため様々な規程類を整備すると共に、品質マネジメント監査、安全監査のモニタリングによりリスクの早期発見に努めています。

4) 請負工事の遂行においては所管部署において原価管理等を適切に実施しています。加えて特に会社業績への影響が大きいと判断される工事については、工事管理統括部門によってその状況を適時に把握できる体制を整備、運用しています。

- ④ 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 中期経営計画・年度会社方針を策定すると共に、年度予算および数値目標を決定し、経営会議および取締役会等において、その進捗状況について確認しています。
 - 2) 執行役員制度による経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離および「組織および職制に関する規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき役職員の責任権限を明確化することにより、迅速かつ効率的に職務の執行に努めています。
 - 3) 取締役会決議事項については、原則として、社長決裁を経ています。また、社長決裁にあたっては、その協議機関である経営会議を開催しています。
 - 4) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化、新たな事業機会の創出等を目的として、IT環境の構築・整備とその活用に取り組めます。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 「レイズネクストグループ・行動基準」に基づき、グループ各社の役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるため周知、徹底を図っています。また、コンプライアンス・ホットライン制度についてはその適用範囲を当社グループ全体としています。
 - 2) 「関係会社管理規程」を制定し、グループ各社に対してこれを遵守させることを徹底しています。また、「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を計画的に実施しその監査結果については、親会社代表取締役へ報告された後、監査等委員である取締役へ回覧されました。
 - 3) 「関係会社管理規程」に基づき、親会社経営層と各子会社社長による関係会社社長会を定期的に開催し、各子会社の業績および重要事項の報告を受けました。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行および監査環境の整備に協力しています。
 - 2) 監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べると共に稟議書をはじめとする取締役の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて各役職員に対してその説明を求めています。また、各役職員は、監査等委員の求める事項について、速やかに適切な報告を行っています。
 - 3) 監査等委員会への、重大な法令違反等が生じた場合の報告と内部通報に関する定期的な報告については、各々「コンプライアンス規程」と「コンプライアンス・ホットライン規程」にこれを定め、運用しています。

- 4) 「コンプライアンス規程」に監査等委員会に報告した役職員に対し当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることを禁止する旨を定め、当該趣旨を当社およびグループ会社の役職員に周知徹底しています。
- 5) 代表取締役、その他の経営陣と監査等委員が意見交換のための定期的な会合を開催した他、個別案件毎に必要な応じて監査等委員会との意見交換を行い意思疎通を図りました。
- 6) 内部監査部門は監査計画および監査結果に関して意見交換を行う等、監査等委員会と密接に連携しました。
- 7) 現在のところ、監査等委員会から監査等委員である取締役の職務を補助するため専任の使用人を置くことは求められていません。
- 8) 監査等委員の職務の執行にかかる費用については、監査等委員からの請求に基づき、これを負担しています。

以上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	90,427	流動負債	27,822
現金及び預金	17,802	支払手形及び工事未払金	15,510
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	69,072	電子記録債務	190
電子記録債権	986	短期借入金	9
未成工事支出金	1,373	未払法人税等	1,874
その他	1,193	未成工事受入金	136
貸倒引当金	△2	工事損失引当金	356
		完成工事補償引当金	172
		賞与引当金	2,107
		役員賞与引当金	13
		その他	7,450
固定資産	23,740	固定負債	3,062
有形固定資産	15,251	長期借入金	0
建物及び構築物	4,058	繰延税金負債	105
機械装置及び運搬具	720	役員退職慰労引当金	7
工具、器具及び備品	298	退職給付に係る負債	2,746
土地	9,607	その他	202
リース資産	28	負債合計	30,884
建設仮勘定	536		
無形固定資産	1,874	(純資産の部)	
その他	1,874	株主資本	80,158
投資その他の資産	6,615	資本金	2,754
投資有価証券	4,268	資本剰余金	11,845
関係会社株式	736	利益剰余金	65,660
長期前払費用	7	自己株式	△101
繰延税金資産	1,202	その他の包括利益累計額	2,318
その他	566	その他有価証券評価差額金	1,163
貸倒引当金	△166	為替換算調整勘定	28
		退職給付に係る調整累計額	1,126
		非支配株主持分	806
		純資産合計	83,283
資産合計	114,168	負債・純資産合計	114,168

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		140,061
完成工事原価		122,006
完成工事総利益		18,055
販売費及び一般管理費		7,136
営業利益		10,918
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	160	
受取賃貸料	87	
為替差益	25	
その他	80	357
営業外費用		
支払利息	5	
賃貸費用	10	
その他	17	32
経常利益		11,243
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	64	
受取和解金	100	173
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	6	
災害による損失	1	8
税金等調整前当期純利益		11,408
法人税、住民税及び事業税	3,532	
法人税等調整額	82	3,614
当期純利益		7,793
非支配株主に帰属する当期純利益		52
親会社株主に帰属する当期純利益		7,741

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	2,754	11,845	61,060	△0	75,659
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,141		△3,141
親会社株主に帰属する当期純利益			7,741		7,741
自己株式の取得				△100	△100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,599	△100	4,499
2023年3月31日残高	2,754	11,845	65,660	△101	80,158

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2022年4月1日残高	1,169	30	1,703	2,904	778	79,342
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				-		△3,141
親会社株主に帰属する当期純利益				-		7,741
自己株式の取得				-		△100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△6	△2	△576	△586	27	△558
連結会計年度中の変動額合計	△6	△2	△576	△586	27	3,940
2023年3月31日残高	1,163	28	1,126	2,318	806	83,283

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	84,568	流動負債	27,499
現金及び預金	14,187	工事未払金	14,574
受取手形	184	短期借入金	1,300
電子記録債権	986	未払法人税等	1,740
完成工事未収入金	42,680	未成工事受入金	103
契約資産	23,829	工事損失引当金	356
未成工事支出金	1,216	完成工事補償引当金	172
その他	1,485	賞与引当金	1,987
貸倒引当金	△2	未払金	1,708
		その他	5,554
固定資産	24,800	固定負債	4,296
有形固定資産	13,962	退職給付引当金	4,142
建物	3,144	その他	154
構築物	369		
機械及び装置	549	負債合計	31,795
車両運搬具	14	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	283	株主資本	76,413
土地	9,063	資本金	2,754
リース資産	2	資本剰余金	11,845
建設仮勘定	535	資本準備金	11,460
無形固定資産	1,413	その他資本剰余金	384
その他	1,413	利益剰余金	61,915
投資その他の資産	9,424	利益準備金	408
投資有価証券	4,244	その他利益剰余金	61,507
関係会社株式	3,098	別途積立金	500
長期前払費用	5	繰越利益剰余金	61,007
繰延税金資産	1,592	自己株式	△101
その他	651	評価・換算差額等	1,160
貸倒引当金	△167	その他有価証券評価差額金	1,160
		純資産合計	77,573
資産合計	109,369	負債・純資産合計	109,369

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		132,322
完成工事原価		116,026
完成工事総利益		16,296
販売費及び一般管理費		6,339
営業利益		9,956
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	354	
受取賃貸料	96	
貸倒引当金戻入額	3	
為替差益	16	
その他	55	532
営業外費用		
支払利息	9	
賃貸費用	10	
その他	10	30
経常利益		10,458
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	64	
受取和解金	100	167
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	6	6
税引前当期純利益		10,619
法人税、住民税及び事業税	3,172	
法人税等調整額	81	3,253
当期純利益		7,365

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金
2022年4月1日残高	2,754	11,460	384	11,845	408	500
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				-		
当期純利益				-		
自己株式の取得				-		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-		
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-
2023年3月31日残高	2,754	11,460	384	11,845	408	500

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その 他有価証券評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
2022年4月1日残高	56,783	57,691	△0	72,290	1,167	1,167	73,457
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△3,141	△3,141		△3,141			△3,141
当期純利益	7,365	7,365		7,365			7,365
自己株式の取得		-	△100	△100			△100
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-		-	△7	△7	△7
事業年度中の変動額合計	4,224	4,224	△100	4,123	△7	△7	4,115
2023年3月31日残高	61,007	61,915	△101	76,413	1,160	1,160	77,573

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

レイズネクスト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中原 義 勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レイズネクスト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レイズネクスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

レイズネクスト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原 義勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 賢治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レイズネクスト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査基本計画に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、会社の内部監査部門と連携しつつ、子会社の主要拠点において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

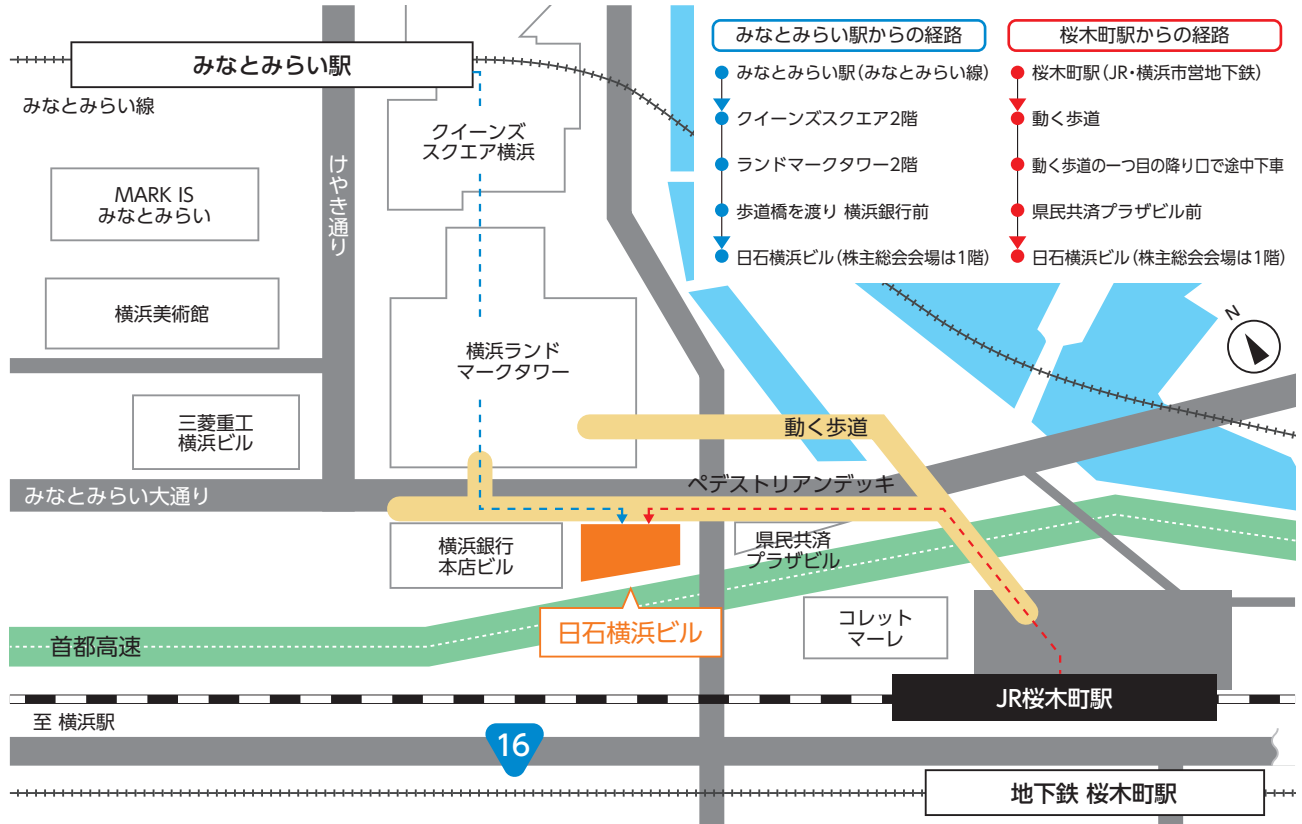
レイズネクスト株式会社 監査等委員会

監査等委員長（社外取締役）	佐 分 紀 夫	㊟
常勤監査等委員	黒 澤 健 治	㊟
監査等委員（社外取締役）	水 地 啓 子	㊟
監査等委員（社外取締役）	西 田 まゆみ	㊟

以 上

第119回定時株主総会会場ご案内図

会場／横浜市中区桜木町一丁目1番地8 日石横浜ビル 1階 日石横浜ホール
 最寄駅／JR京浜東北・根岸線、横浜市営地下鉄／桜木町駅から徒歩4分
 みなとみらい線／みなとみらい駅から徒歩6分



※本株主総会用の駐車場・駐輪場のご用意はしていません。
 公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。

お問合せ先

レイズネクスト株式会社

総務部 電話 045-415-1111

〒231-0062

横浜市中区桜木町一丁目1番地8

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

VEGETABLE
 OIL INK

環境保全のため、FSC® 認証紙と植物油インキを使用
 して印刷しています。

ミックス
 責任ある木材資源を
 使用した紙
 FSC
 www.fsc.org
 FSC® C022915